



発行所 伊方町 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 796-03 ☎伊方局38-0211 編集 伊方町 伊方局38-0211 総務課 印刷所 豊後 八幡浜市松柏 ☎22-0144

生きがいのある福祉社会を

町内のお年寄り1577人

九月十五日は「敬老の日」。この日から一週間は「老人福祉週間」です。長年、社会に貢献してこられたお年寄りを敬愛し、長寿を祝うとともに、お年寄り自らも常に心身の健康に注意し、今まで培ってきた知識と経験を一層社会に役立てていくこと、というものであり、また、お年寄りの福祉について関心を持ち、理解を深め、生きがいのある福祉社会を築いていくこと、というものです。

九月八日、厚生省が発表した恒例の「全国高齢者名簿」(長寿番付)によりますと、今年九月末日までに百歳以上となる長寿者は全国で二千二百七十一人。昨年より四百二十人も増え、十七年連続の記録更新となりました。

今月の紙面

- 二面……最低賃金改定 伊方町水道管理センター起工式
- 三面……民話と伝説「加周」 新しき家族・夫婦で子育て ①
- 四面……歳時記「夜長」

金婚式

昭和十三年に結婚して五十年。今年金婚式を迎えられた「おしどり夫婦」が町内に十六組(昨年二十九組)あります。記念に町から金盃とお祝い状を贈りました。これからも仲むつまじくお過ごし下さい。

米寿

今年数えて八十八歳(明治三十三年生まれ)で米寿を迎えられた皆さん、おめでとございます。

健康老人

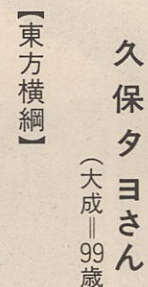
町の国民健康保険加入者の



井田與之平さん (須賀97歳)



久保タヨさん (大成99歳)



井上トキさん (豊之浦)

65歳以上のお年寄り

9月1日現在

部落名	人数	人口割合	部落名	人数	人口割合
大浜	124人	18.1%	奥	56人	19.9%
中之浜	57人	19.6%	向	48人	17.8%
仁田之浜	67人	12.8%	畑	65人	20.0%
河内	79人	17.6%	須賀	55人	19.9%
湊浦一	152人	12.0%	久保	39人	24.4%
湊浦二	22人	24.2%	西	49人	24.5%
小中浦	44人	18.0%	二見	41人	28.1%
伊方越	34人	20.5%	加周	37人	19.8%
亀浦	32人	19.4%	田之浦	71人	25.4%
中浦	62人	16.8%	古屋敷	39人	28.5%
川永田一	142人	21.0%	大成	38人	24.7%
川永田二	36人	18.8%	鳥津	51人	31.5%
豊之浦	137人	17.0%	合計	1,577人	18.6%

お年寄り番付

昭和62年9月1日

勸進元 伊方町 (男)				西方 (女)			
氏名	年齢	住所	番付	氏名	年齢	住所	番付
井田與之平	97	須賀	横綱	久保タヨ	99	大成	
上島竹松	94	加周	大関	岩井チドリ	97	小中浦	
青木松之助	94	小中浦	関脇	篠川タツヨ	96	川永田	
清家宗市	91	亀浦	小结	前田サオ	96	亀浦	
松澤浪太郎	91	湊浦	前頭1	岩井イセ	93	二見	
山口平太郎	90	河内	2	堀口フジエ	92	中之浜	
古田玉春	90	大成	3	竹本イチヨ	91	須賀	
二宮形吉	90	中之浜	4	角井ユキ	90	湊浦	
大成金右衛門	89	大成	5	兵頭ムメヨ	90	川永田	
徳田稔	89	湊浦	6	西田カメツル	89	湊浦	
上田辨三	89	二見	7	阿部タケヨ	89	須賀	
得能三太	89	畑	8	大澤マン	89	奥	
成本久之丈	88	二見	9	山本トヤ	89	大浜	
岡村吉治	88	須賀	10	濱田サイ	89	古屋敷	
重岡義政	88	加周	11	濱本タイ	89	大浜	
阪戸朋三郎	87	畑	12	中田百歳	89	豊之浦	
米田繁喜	87	湊浦	13	笹田キミヨ	89	二見	
坂田浦太郎	87	豊之浦	14	谷口キミエ	89	田之浦	
渡辺豊	86	小中浦	15	畑中イセ	88	川永田	
松下寅吉	86	仁田之浜	16	神山マサヨ	88	二見	

紙面の都合で男女とも上位20位まで掲載いたしました。 — 敬称略 —



出来あがった弁当を前にボランティアのみなさん

高齢化の進むなかで、地域福祉としての在宅サービス事業の展開が強く望まれています。町では七月から独居老人に給食サービス事業を始めました。給食サービス事業は町社会福祉協議会が主体となり、在宅サービス事業の一環として独居老人を対象に一ヶ月に一回弁当を配食するものです。一部地域で試行してきましたが、七月から町全域を対象に実施することにしました。町内の対象者は六十九世帯六十九人。七月十七日に町見地区四十世帯、七月二十四日には伊方地区二十九世帯を実施しました。給食の弁当は町保健センターの栄養士の献立表をもとに、町見公民館、中央公民館の調理室を利用し、ボランティアの手によって作

独居老人に給食サービス

られました。七月二十四日は伊方地区の給食サービス日でした。ボランティアの方が十四時に中央公民館に集まり、献立表により準備した材料を手際よく調理していきます。今日のメニューは、南蛮漬、なすのずんだあえ、印焼き、それにピーマンの土佐醬油あえです。二時間かけて二十九人分の弁当が出来上がりました。弁当は夕食時間に間にあうよう社会福祉協議会の職員により各地区の民生委員さんへ届けられ、民生委員さんから手渡されます。河内地区では、吉原ソヨ子さんら三名に上野進民生委員さんが届けました。受けとった出来たての弁当を食べながら、吉原さんはたいへんありがたいうことです、と感謝をされていました。

届出による

日本国籍取得について

昭和六十年一月一日から改正国籍法が施行され日本人の子で一定の条件を備えている外国人は、法務大臣へ届け出ることで日本の国籍を取得することができます。この届出によって日本の国籍を取得できる場合はいくつもありますが、そのうち、改正国籍法施行前に外国人父と日本人母との間に生まれた子の国籍取得の届出は、特に改正国籍法の施行日から三年以内(本年十二月三十一日まで)に限ってすることができるとされています。届出の期限が迫っていますので、この届出をしようとする人は、早目に最寄りの法務局に相談するようにしてください。

この届出により国籍を取得できる条件及び届出に必要な添付書類は、次のとおりです。

☆条 件

(1)昭和四十年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日までに生まれたこと

(2)日本国民であったことがないこと

(3)出生の時に母が日本国民であったこと

(4)母が現に(又は死亡の時に)日本国民であること

☆添付書類

(1)出生届の記載事項証明書、出生証明書、分娩の事実を記載した母子健康手帳など

(2)日本の国籍を取得しようとする人の出生時から現在までの母の戸(除)籍謄本(母が死亡しているときは、その死亡時までのもの)

(3)外国の方式により父母が婚姻し、その婚姻が母の戸籍に記載されていない場合は、婚姻を証する書面

国籍取得の届出をするには、国籍の取得をしようとする人の住所を管轄する法務局・地方支庁又はその支局にこれらの書面を届書とともに提出していただきますが、日本の国籍を取得しようとする人が十五歳以上のときは本人が、十五歳未満のときは親権者、後見人などの法定代理人が自ら法務局に届出しなければなりません。

なお、届出をする際は、次のことにも注意してください。

①国籍取得の届出によって日本の国籍を取得したときは、それによって現在有している外国の国籍をその国の法律により当然に失う場合があります(例えば韓国など)。

②法務局で届出を受け付けられた後は、届出を取り下げることができません。

③届出によって日本の国籍を取得したときは、法律で定まる日本人である父又は母などの氏を称し、その戸籍に入るようになります。

④届出によって日本の国籍を取得したときは、戸籍を作るため、戸籍の届出を市町村長にしなければなりません。

⑤届出によって日本の国籍を取得したことに重国籍となつた人は、法律の定める期限までにいずれかの国籍を選択しなければなりません。

詳しくは、松山地方支局八幡浜支局(TEL 二二二〇六九六)



建設現場で行われた地鎮祭

伊方町水道管理センター 起工式

伊方町水道管理センター建設工事の無事を祈る起工式(地鎮祭)が九月九日建設現場で関係者が出席し行われました。

この水道管理センターは、鉄筋コンクリート造四階建、延面積八百三十八二㎡で、二階は水道管理及び事務施設、三、四階は役場書庫の複合施設となっており、完成は昭和六十三年二月末日です。

建設場所は、町民会館前の駐車場地で工事費は八千八百十万円です。

町では昭和六十四年四月に野村ダムからの南予用水を受水するため、昭和五十八年から五ヶ年計画で上水道、簡易水道(有寿命簡易水道は除く)の配管工事を進めてまいりましたが、ことし最終年度を迎えました。

ことしは、この水道管理センター建設のほか、各水源池や配水池に施工する電気計装設備工事も並行して行われ、総工事費は上水道、簡易水道

含めて四億六千六百万円の巨費を投資して整備されます。

水道管理センターの二階には、中央監視室を設け、町内各所にある水源池やポンプ室、配水池の水位状況、流量等が監視盤でひと目でわかるほか、水源池のポンプスイッチの入切を行う遠隔制御や自動制御など最新の計装設備を導入し、常時監視が可能となります。

これらの制御はNTTの専用回線を利用してオンラインで記録され、データ解析もでき、今後の水道管理、運用計画に役立てるほか、漏水判断も可能になり、中央監視室において、各施設のコントローラが、各施設のコントローラが、より効率化、高度化が図られます。

ことしは、日本に初めて近代的な水道が横浜市に創設されてから百年にあたりますが、この記念すべき年に、本町においても、こうした監視体制システムが構築されることとなります。

人権コーナー

あたたかい
心と心で
町づくり
磯野 貴子(水ヶ浦小六年)

この標語は、昨年度町人権擁護推進協議会が募集した人権作品の標語の部門で「町長賞」に選ばれました。

ひろげよう 障害のり越え 働く職場

九月は障害者雇用促進月間です

一人でも多くの障害者が働く場を得て社会活動の一翼を担い生きがいを感じることを目指す。障害者雇用、各種援護制度、障害者の就職相談等については職業安定所へお問い合わせ下さい。

八幡浜公共職業安定所
TEL 二二四〇三三

行政相談週間

総務庁では、毎年秋に「行政相談週間」を設け各種の行政相談を実施しています。

これは「行政相談制度」を広く皆さんに知らせ、さらにもっと利用していただくために行われます。

国の役所、特殊法人(公庫・公団・JR・NTTなど)、県や町の仕事や窓口に対する苦情・要望・知りたいことなど

総務庁では、毎年秋に「行政相談週間」を設け各種の行政相談を実施しています。

詳しいことは、町の行政相談員の渡辺定幸さん(小中浦 TEL三三八一〇〇一八)または、愛媛行政監察事務所(TEL〇八九九二二二一〇〇)へお尋ね下さい。

なお、相談ごとはこの週間に限らず、いつでも受け付けています。

最低賃金改定のお知らせ

愛媛県労働基準局では、県内で働くすべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を決定し十月一日から実施することとしました。

この決定により十月一日以降従業員に支払う賃金は、愛媛県労働基準局 賃金課 一日三千三百八十二円(三千三百十円)。一時間四百二十三円(四百十四円)以上

(詳細等のお問い合わせ先)

愛媛県労働基準局 賃金課 (〇八九九二二二一〇〇) 又は、八幡浜労働基準監督署(二二二一七五〇)

民話と伝説

取材先/加周補作/岡村豊
挿絵/山本一路(湊浦)

(47)

新しい家族

夫婦で子育て①

最近の子供たちの様子、二十年前、三十年前に、自分たちが子供であったころと比べて、だいぶ変わってしまったと思う親はたくさんいると思います。

経験と心の発達

たとえば、子供の数が少なくなった、遊び方が変わってきた、おもちゃが豊富になり高価になった、塾やおけいこことなどで多忙になったなど、たくさんの変化があげられるでしょう。祖父母との接触が少なくなったとか、けんかをしなくなったという特徴をあげる親もいるでしょう。すべて現在の子供たちに一般的に認められることで、これらについて

たということもあります。叔父さん、叔母さんの家に泊まりがけで遊びに行き、いとこたちと一緒に生活するという経験です。都市の大学生に幼稚園か小学校のころに、このような経験をすることがあります。すかか質問すると、わずか一〇〇程度のもので肯定的な返事をしたばかりでした。

が、これらの機会を少なくしてしまつたのです。なんでもないことのようにですが、親、兄弟以外の人と親しく接すること、言葉を交わすこと、多様な人間関係をもつことは子供の心の発達に必要なことだと



東京都立大学教授・心理学 託摩 武俊

いまの親たちの世代にはもつと多かつたと思います。自分の家に親類の人が泊まりにくるといふこともありました。いろいろな話を聞く機会があったものです。現在の主婦たちが多忙になったこと、ホテルが広く普及したこと、親類や知人とのつきあいを煩わしいと思う人が増えたという事情

思います。同じ三十代の男性でも父親とあの叔父とはどこが違うか、あの叔母の家と自分の家とは雰囲気はどう違うかを知ることができません。親類の人の前では、子供でも自分をよく見せようと努めます。言っていることと異なること、のけじめも、このような機会を通して習得されます。家庭を単調で閉鎖的なものにしていないで、子供の年齢に応じて経験の範囲を拡大するようにする配慮が親には期待されるのです。

私達の社会において、個人の自由が保障されるということは、非常に大切なことです。しかし、自由とは自分だけのためにあるものではありません。自分の自由を認めさせると同時に、相手の自由も認めなければなりません。そしてお互いの自由の共存を図るために「法」が必要となってくるのです。

十月一日は「法の日」

「法の日」は国を挙げて法を尊重し、基本的人権を擁護し、社会秩序の確立の精神を高めるための日として制定されました。

又、法はあらゆる暴力を否定します。法を守り、人権を尊重し、社会の秩序を守ることが社会を平和にし、お互いの家庭生活を豊かなものにするようになります。

私達、一人ひとりが法に親しみ、法を尊重し、お互いの権利を守り、明るい社会を築くよう心がけたいものです。

みなさんのなかで人権を侵されそうになった方、裁判費用の事でお困りの方は、お近くの人権擁護委員か、法務局又はその支局に御相談下さい。相談は無料で秘密は固く守られます。

なお、伊方町の人権擁護委員は次の方々です。
湊浦 小川 文一郎
TEL 三八一〇六〇七
二見 岩井 正
TEL 三九一〇一五七

加周成の延命地蔵

加周

昔は、この亀ヶ池には、蛙や蚌貝がたいぶおつとや。それからの、海老や蟹、鯉に鮒、鰻や郡長さん(公魚)よ。それに、ほらもだいぶおつとスッポン、スッポン水面を飛びよつたのぜ。

今、小学校も池じやつたのよ。お宮の裏まで池じやつたのぜ。そつなんぼでも深こうはなかつたの。ところの、ようこの池で子供

その後、部落安全の地蔵さんも誰ぞの寄進でたてられたそうなの。それからは、みなが用心もするし、じねんと子供も池で泳がなくなつた。池もまわらない。若い時分には別に気にもせざつたが、お地蔵さんがおんなるのは知つとるけんが、しらん顔して通つて、みなあんまりお詣りせんない。ある日のことよ、また子供が池

め、加周、田之浦、古屋敷の三部落が寄つて、盆踊り大会をしようのじやが、今この盆踊りは、音頭や歌謡に合わせて踊りよるが見物人も少なくなつた。亡者踊りやきそん踊りも踊るのぜ。十七夜にも盆踊りをしよう

の。十七夜は、女子の人らでお地蔵さんのとに大提灯を立てての、延命地蔵さんを供養する為に盆踊りをしようよ。合わせてお庵(南海山普賢寺)の十一面観音さんの供養もあるがよ。今のは、お地蔵さんの前を通ると、お地蔵さんの前を合せて、一文たんびに手を合わせ、一文つつかう。ときどきは草引きにこないけない。このお地蔵さんは子供を守つてくれるお地蔵さんよ。この池は、昔から池じやなかつた。見てもわかるように、大けな入江での、船が出入りしよつたわい。それが、暴風雨のたんびに波が荒れて、砂で埋つて水が出んよになつて、この池ができたの。

昔は、池の水もきれいで、洗濯もしよつた、野菜も洗つたり、正月前になる

に、青い池の対策がほしいわい。協力者 今城 弘法(加周) 二宮 ツルヨ(加周)

町保健センター 畑山優江(保健婦)



加周地区では、毎年、盂蘭盆の十四日には精霊を迎え慰めるた

健康の窓

健康の窓は、皆さんが開けなければなりません。保健センターでは、そのお手伝いをしたいと考えています。

「心を病める人たちに あなたが言葉をして!!」

私が伊方町に保健婦として就職して早くも十年を過ぎようとしています。その間さまざまな病気で苦しむ悩まされていく方と出合いました。病人を抱えている家族の苦しみは、はた目にわからぬきびしいものがあります。その数ある中で、精神障害者を持った家族が「特に大変なのだ」とはハッキリ言い切れないにしても他の病気とはまた違った問題を多く抱えているというのでした。風邪で熱

目のお年寄り、あるいは目が不自由な方がごろんでいる所に居合れば手をさしのべます。心を病んでいる人達にはそれが出来ないのです。手をさしのべてかすかからない、閉じこめておけばいいという誤った考え方、偏見の目で見えてはいないでしょうか。心を病んでいる人達は、一人の人間でありながら社会からもつまはじきにされているのです。

精神障害者の社会復帰は、社会のあなたが言葉が必要だと言われています。障害者たちが社会の中で人間らしく生きていくようならしめよう。精神障害者を抱えている家族の方、保健センターでは、病気についての勉強や、悩みをうちあける場として昨年度から家族教室を開催しています。家でもよく考えず是非相談に来て下さい。

町保健センター 畑山優江(保健婦)

犬の危害防止対策推進月間

十月を「犬の危害防止対策推進月間」として、犬の正しい飼育の啓蒙、野犬の一言掃討を実施し、犬による危害の発生防止を図っています。

- 1、安易な気持ちで飼うな
- 2、運動・散歩はヒモつきで
- 3、「フン」の始末は飼い主の責任
- 4、あなたには愛犬でも、他人には邪魔もの
- 5、可愛い仔犬も、末には猛犬
- 6、安易な同情、犬害のもと
- 7、子供にも、犬の正しい飼育教育を

捕獲箱や薬殺などによる野犬の一斉掃討を行うときは、県・市町村が実施する犬の危険防止対策事業に協力し、野犬のいない、安心して暮らせるよい生活環境づくりに努めましょう。

歳時記

夜長

「秋の夜長」などというおと、夜長は秋の季語です。

- 春の日永(ひなが)
- 夏の短夜(たんや)
- 秋の夜長(よなが)
- 冬の短日(たんじつ)

という季語がよく使われます。でも、これを見ておかしと思う方もいるでしょう。夏は夜が短く、冬は日

が短いことは確かで、はっきりした対象になっているのはわかります。しかし、春と秋は昼と夜の長さがだいたい同じで、一概にどちらが長いとか短いとかいえないからです。

第一、夜が最も長いのは冬至で、12月の22日ごろです。ではなぜ、秋の夜長かという、秋分の日(9月23日)を境に昼夜の長さが逆転するので、それまでに比べて夜が長いように感じるためだろうとの説があります。

秋の夜長といわれて読書を思い出す人は旧人類かも……。新人類といわれる人はテレビゲームに親しむことが多いのではないのでしょうか。



夏の暑さが去ったさわやかな秋の夜は、テレビゲームや読書に熱中してしまい、つい夜ふかしをしがちですが、夏バテの回復のためにも睡眠は十分にとりましょう。

9月は「健康増進普及運動」の月です。栄養、運動と共に休養も大切です。

大阪市東区森ノ宮中央二丁目三―一五にお住いの石橋博さん(小中浦出身)から一万円

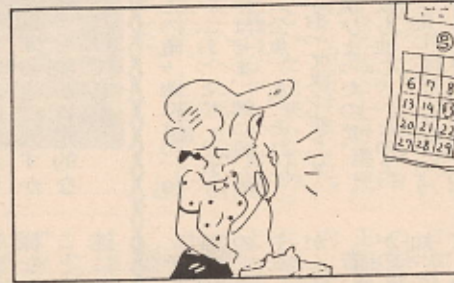
兵庫県高砂市米田町神瓜一〇―一七にお住いの黒田博さん(田之浦出身)から一万円

神奈川県藤沢市亀井野四〇五にお住いの阿部一さん(川永田出身)から一万円

八幡浜市古町一丁目四―一八にお住いの明神孝芳さん(加周出身)から一万七千円

それぞれ広報編集費用にご寄付いただきました。紙上から厚くお礼申し上げます。

さわか君 西村宗



伊方町商工会青年部・婦人部から第一回町づくり文化祭チャリティバザーの売上金の一部として三万円ご寄付いただきました。厚くお礼申し上げます。

まごころ銀行



お礼

NHK学園の通信講座を体験しよう!

NHK学園では、生涯学習講座の秋の受講生と高等学校の生徒を募集しています。

海外在住の社会人、青少年が「生涯学習講座」(高校の教養コース)を通信講座で学習します。

士見台二―三六 NHK学園八E六十一係に、講座名およびあなたの郵便番号、住所・氏名・電話番号をハガキに記入してご請求ください。電話による受け付けもしています。電話番号は〇四二五―七二―三二五―です。

町内の交通事故

9月1日現在

発生件数	38件
(8月)	3件
負傷者数	7人
(8月)	0人

九月二十一日から三十日までの十日間「秋の全国交通安全運動」が実施されます。今年の主な運動目標は、シートベルト・ヘルメットの着用、徹底、無謀運転の追放、歩行者及び自転車利用者の交通事故防止となっています。正しい交通ルールとマナーの実践を習慣付け、交通事故防止に努めましょう。

人の動き

昭和62年8月1日現在 世帯数2,652戸(±0戸) 人口 8,494人 (男4,133人(±0人) 女4,361人(±0人))

えんむすび

昭和62年7月1日 7月31日

お誕生おめでとう

昭和62年7月1日 7月31日

おくやみ

昭和62年7月1日

就業構造基本調査にご協力ください

十月一日現在で、就業構造基本調査が実施されます。この調査は、国民の皆さんの就業、不就業などの実態を詳しく把握して、国や地方の雇用に関する政策を立案し、推進していく上で必要な基礎資料となる統計を作るために全国的規模で行われる調査です。伊方町では次の地域(一部の世帯)が選定され調査が行われます。

国民年金相談

九月二十五日(金)、宇和島社会保険事務所から年金専門官が出張して、年金相談を行います。相談場所と時間は次のとおりです。

秋の巡回交通事故相談

愛媛県交通事故相談員による「交通事故相談」を次のとおり行います。

7月31日